

久喜市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

令和 8 年 1 0 月 6 日

久喜市長

貴志信智

久喜市規則第 4 4 号

久喜市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

別紙のとおり

久喜市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

久喜市都市公園条例施行規則（平成２２年久喜市規則第２１３号）の一部を次のように改正する。

別表第１福祉健康の森健康公園の項を削り、菖蒲運動公園の項の次に次のように加える。

久喜市本多 静六記念公 園	バーベキュー 場	４月１日から１１月 ３０日まで（毎週火曜 日（その日が国民の祝 日に関する法律（昭和 ２３年法律第１７８ 号）に規定する休日に 当たるときは、その日 後において、その日に 最も近い休日ではな い日）を除く。）。た だし、指定管理者が必 要と認めるときは、こ の限りではない。	午前１０時から午後 ５時まで
---------------------	-------------	---	-------------------

附 則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。